

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 県民環境部 県民協働課

法令名	特定非営利活動促進法	法令番号	平成 10 年法律第 7 号
手続名	認定特定非営利活動法人に対するその他の事業の停止	根拠条項	特定非営利活動促進法第 66 条
処分基準	<p>未設定（事案ごとの裁量が大きいため）</p> <p>【参考】特定非営利活動促進法 （その他の事業の停止）</p> <p>第 66 条 所轄庁は、その他の事業を行う認定特定非営利活動法人につき、第 5 条第 1 項の規定に違反してその他の事業から生じた利益が当該認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができる。</p> <p>2 前条第 5 項及び第 6 項の規定は、前項の規定による命令について準用する。</p>		
対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	県民協働課 交付機関 県民協働課
			目次